令和７年５月　第３回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和７年　５月　２９日（木）
開催場所	小川町民会館（リリックおがわ）　会議室１・２
開催時刻宣告者	~~午前~~・午後　１　時　３５　分　小川町農業委員会長
閉会時刻宣告者	~~午前~~・午後　２　時　４０　分　小川町農業委員会長

議長	山田　富子（会長）

	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
農業委員	1	田口　英夫	出席　~~欠席~~	8	根岸　孝雄	出席　~~欠席~~
	2	関口　豊	出席　~~欠席~~	9	笠原　敏夫	出席　~~欠席~~
	3	中野　勝	出席　~~欠席~~	10	横田智恵美	出席　~~欠席~~
	4	落合　治安	出席　~~欠席~~	11	田中　正之	出席　~~欠席~~
	(5)	有井　佑希	出席　~~欠席~~	12	長谷部良司	出席　~~欠席~~
	(6)	森　　功一	出席　~~欠席~~	13 副会長	永田　宏	出席　~~欠席~~
	7	島田　一	出席　~~欠席~~	14 会長	山田　富子	出席　~~欠席~~
	出席委員	１４名		欠席委員	０名	

農地利用最適化推進委員法第29条により出席した	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	田中　宗夫		竹沢	尾上　一記	
		根岸　修一			青木善太郎	
	大河	岡本　幸教		八和田	栗原　幸二	
		塚越　雄一			水上　豊	
					横瀬雄一郎	
	出席委員	９名				

議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
				奥田　賢一	事務局長
				安藤　朋男	次長
				櫻井　翔太	主事

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

~~議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について~~
総会の直前に取り下げとなったため、欠番

議案第３号　令和７年度農作業受託料金について

議案第４号　小川町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則制定について

報告第１号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

報告第２号　農地法第３条の規定による許可の取消願について

報告第３号　農地法第５条第１項の規定による許可の取消願について

報告第４号　令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第３回定期総会議事録

議長	定刻になりましたので、ただいまより令和７年５月第３回総会を開会いたします。 開会時間は午後１時３５分です。 なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第２９条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。出席農業委員は１４名中１４名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は９名です。 お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。 つづきまして日程１、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号５番「有井佑希（ありいゆき）」委員、６番「森功一（もりこういち）」委員にお願いいたします。 それでは、日程に従い議事に入ります。 日程２、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は２件の申請がありました。はじめに、申請番号１番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について「申請人より農地法第３条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。 農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第３条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。 それでは申請番号１番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。 （申請番号１番について読み上げ） 農地を取得するには３つの許可要件がございます。 １つ目は、借り手や買い手など、農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。 ２つ目は、権利を取得する者は、年間１５０日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。 ３つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。 今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間１５０日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。 また、「全部効率利用要件」については、新規で農地を取得するため、他に経営農地がないことから、この要件については特に確認する必要はありません。 残りの１要件、「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。 なお、新規就農者について補足で説明させていただきます。 別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の１ページをご覧ください。 譲受人は東小川にお住まいの５５歳で、主な作目構成はブルーベリーです。 定年退職後に向けてブルーベリーを栽培し、摘み取り園を目指したいとのことです。 農作業歴はありません。繁忙期には兄に手伝いをお願いするとのことです。 収益を上げたいと考えていますが、苗木が成木になるまで４年から５年は収益が上がる見込みは無いとのことです。 また、農機具は軽トラック１台、草刈機１台を所有しています。 譲受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。 現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

第３回定期総会議事録

１２番　長谷部委員	１２番、長谷部が報告いたします。 ５月２７日、８時３０分に農業委員５名、推進委員４名、計９名で八和田公民館に集合し現地調査を行いました。 １番は耕作準備され管理された状態でした。 なお、譲受人も同行しお話を聞きましたところ、ブルーベリー作りに意欲を感じました。 以上です。
議長	苗木は植えてあるんですか。
１２番　長谷部委員	まだ、植えてないです。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号１番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので申請番号１番については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして申請番号２番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。それでは申請番号２番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。 （申請番号２番について読み上げ） 今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間１５０日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。 また、「全部効率利用要件」については、新規で農地を取得するため、他に経営農地がないことから、この要件については特に確認する必要はありません。 残りの１要件、「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。 なお、新規就農者について補足で説明させていただきます。 別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」の２ページをご覧ください。 譲受人は奈良梨にお住まいの７０歳で、主な作目構成は野菜です。 農作業歴はなく、有機で家庭菜園規模の耕作をするとのことです。 また、農機具は軽トラック１台、草刈機１台、耕運機２台を所有しています。 譲受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。 現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

第３回定期総会議事録

横瀬推進委員　推進委員の横瀬が報告いたします。
２番は、じゃが芋、ネギ、茄子が作付けされ、きちんと管理されています。
なお、本人はまだお勤めをされており、実際の耕作は夫が行うというお話でございます。
小川町の人口減少と耕作放棄地の増大に懸念を持っているということで、少しでも助けになればと地域就農をしたとの事です。
以上です。

議長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長　それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

横瀬推進委員　はい。

議長　はい。横瀬さん

横瀬推進委員　推進委員の横瀬です。
このような小規模な農営を始める方について、「農作業常時従事要件」は必要ですか。
小川町は下限面積を撤廃しましたので、今後このような農家が出てくるかと思います。その際に２０３㎡で年間１５０日の農作業が必要なのか、実際には１５０日仕事ができないのではないか。この要件を外すことはできないのですか。

議長　事務局から説明をお願いします。

事務局　事務局です。
お話にありました「農作業常時従事要件」についてですが、これまで小川町農業委員会では農地法３条の許可申請をするにあたって、農地法運用の中で概ね年間１５０日以上農作業ができるのかを確認した上で許可を出してきた経過がございます。
今後、家庭菜園規模の場合は基準を少し下げられないか、もしくは外せないかとのお話がございましたが、関係機関、特に農業会議等の情報等を確認して、今後の運用についてお示しができればと思います。
今のところは、年間１５０日以上を許可の基準として「農作業常時従事要件」を満たしているかの判断をしておりますので、ご承知おきいただければと思います。

横瀬推進委員　了解しました。

議長　はい、とりあえずはという事でご了解いただけますか。
また、調べて何かありましたら報告させていただくことになるかと思いますがよろしいでしょうか。（後に確認したところ、農地法施行規則第９条に判断基準が定められていたため、６月総会時に情報共有させていただきました。）
他にはございますか。
他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号２番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　全員賛成ですので申請番号２番については可決、承認されました。ありがとうございました。

第３回定期総会議事録

つづきまして日程４、議案第３号「令和７年度農作業受託料金について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第３号、令和７年度農作業受託料金について、「令和７年度農作業受託料金について、意見の決定を諮る。」とのことです。

これは、各農家が農繁期における農作業受託料金を決める際に参考としてご利用いただくために、あくまでも目安として、農業委員会から情報提供するものです。

農業委員会法第６条第３項第２号には「農業一般に関する調査及び情報の提供」に関する実務を行うことができると定められており、農作業受託料金の情報提供については、この規定に基づいて行う事務になります。また、農業会議が毎年実施する「農作業料金・農業労賃に関する調査」では、調査の方法として「農業委員会総会で諮り、農業委員の意見聴取、検討の上とりまとめ」となっておりますので、今回の総会でご審議していただく次第です。

なお、情報提供の手法については、広報おがわ７月号と町のホームページに掲載し公表する予定でおります。

それでは、議案書７ページの議案第３号（資料）をご覧ください。

「令和７年度農作業受託料金について」ということで、下の表にあります各作業の１０アール当たりの単価を定めていただきます。

次に、議案書８ページの【参考資料１】をご覧ください。こちらの表は、左側から令和５年度、令和６年度に当農業委員会が公表した受託料金、そして、今回審議の上委員の皆様にお決めいただく令和７年度受託料金の（案）を記載しております。また、審議の参考情報として、事務局で事前に聞き取りをさせていただいた受託者の平均額と、受託者ごとの金額を記載しております。なお、事務局へ情報提供いただいた受託者は、小川町内で広く耕作されている認定農業者２名、組合組織３団体となっております。

受託者ごとに金額に大きな差があり、昨年度までの公表額と比べて金額がやや低い受託者がおりますが、その背景として「作業依頼件数が減少していたり、昨年度の受託実績が無いため、現時点では過去に行った金額と同じ金額で考えています。」という話もありました。そのため、情報提供いただいた受託者の平均額をそのまま令和７年度受託料金として公表することは、昨今の農業を取り巻く情勢や物価高騰などを鑑みても、あまり好ましくないと考えます。以上のことから、令和７年度受託料金（案）といたしましては、令和６年度に当農業委員会が公表した金額と同額で提案しております。現状から考えて増額すべきと感じる作業もあるかと思いますので、この後、委員の皆様にご審議していただき、可決承認された金額を令和７年度の公表額とさせていただきますのでよろしくお願いします。説明の冒頭で申し上げたとおり、農業委員会が公表する金額は、あくまでも目安であり、個人間の受託に対して拘束力を及ぼすものではないことをご理解いただき、ご審議していただきたいと思います。

それでは、令和７年度農作業受託料金（案）を読み上げます。

（令和７年度農作業受託料金（案）読み上げ）

なお、現在の埼玉県における最低賃金は、１時間あたり1,078円であることを申し添えます。

続きまして、９ページの【参考資料２】をご覧ください。こちらには、小川町の令和６年度公表額と嵐山町の令和７年度公表額を掲載させていただきました。例年、類似団体との比較として、嵐山町の賃金を掲載しております。なお、嵐山町は嵐山営農１社のみの調査であり、嵐山町の耕起は「水田耕起」とのことです。

そのほか、近隣市町村の公表状況についてですが、東松山市は農林公社があるため農業委員会からの情報提供はしていないとのこと。また、滑川町では認定農業者協議会の金額をそのまま情報提供しており、ときがわ町は情報提供をしていないとのことです。

以上、議案第４号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

第３回定期総会議事録

議長	ありがとうございました。 はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
７番　島田委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
７番　島田委員	７番、島田です。 質問ではなく要望ですが、保全管理中の田や畑の除草作業を請け負った場合の金額を、項目に入れてもらいたいのですが。 そういう場所も増えてるようなので、よろしくお願いします。
議長	除草に関する受託料金ですね。
７番　島田委員	はい。
議長	どうなんでしょうか。
２番　関口委員	はい。
議長	関口委員、どうぞ。
２番　関口委員	２番、関口です。 私は、フレールモアでの作業は１反あたり５，０００円いただいています。 太い木や篠が生えていて大変な場合など、内容により若干値段は変えています。 除草については、随時個人で臨機応変に対応していただくことで、表に載せなくてもいいんじゃないですか。
議長	基準がわかれば、いただきやすいという事ですよね。
７番　島田委員	はい。
２番　関口委員	１反５，０００円が、一番無難な金額だと思います。
９番　笠原委員	よろしいですか。
議長	笠原委員、どうぞ。
９番　笠原委員	９番、笠原です。 いつも遊休農地を頼まれてフレールモアで除草していますが、傾斜地なので１反５，０００円いただいています。
議長	トラクターに取り付ける機械での除草ということですね。
９番　笠原委員	はい。
議長	島田委員もですか。
７番　島田委員	そうですけど、場所によっては手刈りもあります。場所や生えているものによります。

第３回定期総会議事録

１１番　田中委員	１１番、田中です。 私は機械での除草は１時間あたり５，０００円、時間でいただいています。
事務局	事務局です。 作業の受託料、確かに一つの目安にはなるかと思いますが、実際農作業のすべてを細かく表示することは現実的に難しいかと思われます。 基準があっても、実際に受託があった場合は、双方の協議というところがベースとなってきますので、現状では項目を増やすことなくするのがよろしいかと事務局の方では考えております。
議長	夏は、農作業の中で除草というのは結構大きなウエイトを占めているのは現実ですよね。
２番　関口委員	記載がなくても、５，０００円から１０，０００円で口頭で決めておけばいいんじゃないですか。
事務局	事務局です。 こちらの農作業受託料金ですが、旧名称が農繁期標準労働賃金、農繁期の労働に関する金額になっております。 農作業される方が委託される場合の作業として項目が出ております。 今、ご自身の事を人に頼むお話はなかったと思いますが、基本的に農業をされている方が、それでも機械が必要で依頼する作業について定めるものになりますので、荒れて空き地化しているような農地の草刈りを想定した項目にはなっておりません。 そういった中で、除草を農作業として項目付けすべきかについては、事務局としては追加をしない方がよろしいかと思います。 先ほど委員の方からもお話がございましたが、ご自身で受託される中で、圃場の状況により依頼人との話し合いで金額を決めていただくという考えでよろしいかと思います。 よろしくお願いいたします。
議長	確かに除草作業ですと、農地だけではなくなってしまう部分もあります。農作業の農繁期の作業に関する事となると少し違うところもありますので、事務局のおっしゃったような形でよろしいでしょうか。
２番　関口委員	はい。
議長	ありがとうございます。他にはございますか。
１２番　長谷部委員	１２番、長谷部です。 表には水田耕転がありますが、畑の耕転がないのはどうしてですか。 家の近所は田も畑もあり、畑の耕転も可能という部分もあるので、なぜ畑の耕転がないのか教えてください。
議長	畑でも頼まれることはありますよね。
１２番　長谷部委員	耕せば耕作放棄にならないので、その前に耕しますよね。
事務局	事務局です。 広報に掲載する文言の中から共有させていただきますと、「農業委員会としてこの金額を公表する際には、土地改良済みの農地を想定しております。」という前提のもと、公表してきた経緯がありますので、当然、土地改良済みの農地や改良区の田んぼなどを想定して公表している料金になります。よって、今まで畑が入っていなかったのだと思います。

第３回定期総会議事録

１２番　長谷部委員	畑の農地改良もありますよね。
事務局	そうですね。件数が多い中で、今まで畑は定まっていなかったという事になります。 現在の作業の状況に鑑み、実際に畑の依頼が多いのであれば作業名として新たに付け加えることに関してご審議いただければと思います。 委員の皆様いかがでしょうか。
議長	工程に関しては、水田も畑もトラクターを入れることは同じですよね。 そう考えると、この表でいいかと思いますが。
２番　関口委員	これでいいと思います。
９番　笠原委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
９番　笠原委員	９番　笠原です。 令和７年度農繁期標準労働賃金は小川町ではなく嵐山町になっているのはどうしてですか。（１耕）（２耕）となっていますが、これはどういう事ですか。
事務局	嵐山町の料金については意味合いを確認しておりまして、嵐山町では水田耕起との事でした。
９番　笠原委員	わかりました。
２番　関口委員	１番耕、２番耕はよくやるんですよ。１回やって秋になってもう１回やるんです。
議長	２回目は安くなるんですね。
２番　関口委員	１回、耕してあるから楽なんです。
議長	そうなんですね。他にはございますか。
７番　島田委員	はい。
議長	はい、島田委員
７番　島田委員	７番、島田です。 人夫費が最低賃金より低いのですが、これでよろしいですか。
議長	１，０７８円が県の最低賃金になりますので、そちらに合わせた方がよろしいでしょうか。
事務局	事務局です。 最低賃金以上はいただくべきかと考えておりますので、例えば１，０８０円か１，１００円、切りの良い数字で掲載するのがよろしいかと思います。
議長	１０月に改正がある可能性があるという事で、１，１００円に設定するのはいかがでしょうか。 では、今回は１，１００円で設定するという事でよろしいでしょうか。

第３回定期総会議事録

	他にございますか。
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	（質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第３号「令和７年度農作業受託料金について」につきまして、
	（議案第３号（資料）決定した金額を読み上げる）
	以上のとおり、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので議案第３号については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして日程５、議案第４号「小川町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則制定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。 添付書類の議案第４号（資料）をご覧ください。
	（議案第４号、議案第４号（資料）を読み上げる）
	（小川町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則新旧対照表を読み上げる）
	事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑なし）
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	（質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第４号「小川町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則制定について」につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので議案第４号については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして日程６、報告第１号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」を上程いたします。今月は２件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
事務局	事務局です。報告第１号、農地法第５条第１項第６号の規定による届け出について、「申請人より農地法第５条第１項第６号の規定による届出があったので、報告する。」との事です。

第３回定期総会議事録

（申請番号１から２番を順に報告）

以上報告させていただきます。

議長　ありがとうございました。
つづきまして日程７、報告第２号「農地法第３条の規定による許可の取消願について」を上程いたします。事務局より報告をお願いします。

事務局　事務局です。報告第２号、農地法第３条の規定による許可の取消願について、「申請人より農地法第３条の規定による許可の取消願が提出されたので、報告する。」との事です。

（申請番号１番について報告）

以上報告させていただきます。

議長　ありがとうございました。
つづきまして日程８、報告第３号「第５条第１項の規定による許可の取消願について」を上程いたします。事務局より報告をお願いします。

事務局　事務局です。報告第３号、農地法第５条第１項の規定による許可の取消願について、「申請人より農地法第５条第１項の規定による許可の取消願が提出されたので、報告する。」との事です。

（申請番号１番について報告）

以上報告させていただきます。

議長　ありがとうございました。

つづきまして日程９、報告第４号「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を上程いたします。事務局より報告をお願いします。

事務局　事務局です。報告第４号、令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、報告する」との事です。
それでは別添の報告第４号（資料）をご覧ください。
先月、４月の総会で「最適化活動の目標の設定」等の案件を審議いただいたかと思います。先月扱ったものは令和７年度の目標でしたが、今回報告させていただくものは令和６年度の活動の結果になります。
目標を立てて１年間活動いただき、その成果を取りまとめて町のホームページ、あるいは全国農業会議所のホームページ等で公表する流れとなっております。

もともと目標があるものですから、目標の書式に沿った項目で構成されております。
「Ⅰ農業委員会の状況（令和６年４月１日現在）」から始まりまして、委員会の改正ですとか、あるいは小川町における農家、農地等の内容等の数字が入っているかと思います。
実際の活動成果になりますのが、「Ⅱ最適化活動の実地状況」です。
こちらはボリュームがありますので詳細な説明は省略をさせていただきますが、後ほど家に帰りまして数字の確認をいただければと思います。

第３回定期総会議事録

	１年後につきましても同様に、令和７年度の活動結果を取りまとめての公表を予定しております。このような仕組みをご承知いただければと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。 次に「その他」について、議題として取り上げることはないでしょうか。 （挙手なし）
議長	ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和７年５月第３回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後２時４０分です。